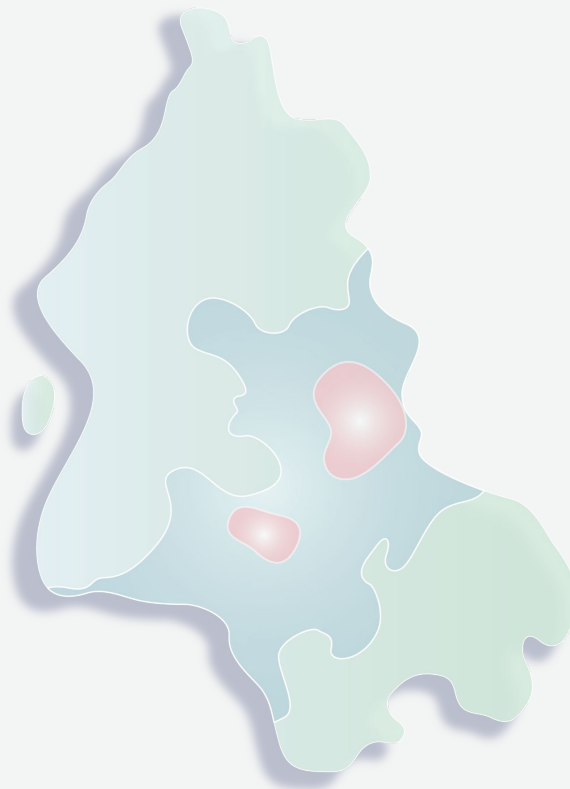


草津市立地適正化計画

概要版



令和6年3月

草津市

草津市立地適正化計画の見直しを行いました

今後、全国的に急速な人口減少・少子高齢化の進展が予測されています。これまでに形成された拡散した市街地のまま人口が減少し密度が低下すると、将来、一定の人口密度に支えられてきた医療・高齢者福祉・商業等の生活サービスの提供が困難となるおそれがあります。

こうした背景を踏まえ、国はコンパクトな都市構造の形成に取り組むため、2014年（平成26年）に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画制度を創設しました。また、2020年（令和2年）の都市再生特別措置法の改正では、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画の記載内容に「防災指針」が追加されました。

本市においては、将来的には全国の傾向と同様に、人口減少・少子高齢化が到来すると予測されていることから、将来にわたって持続可能な都市経営が実現できるよう、2018年（平成30年）に「草津市立地適正化計画」を策定し、取り組みを進めてきました。今回は、災害に強いまちづくりを進めるための「防災指針」を追加するとともに、これまでの取組の中間検証を踏まえて内容を一部見直しました。

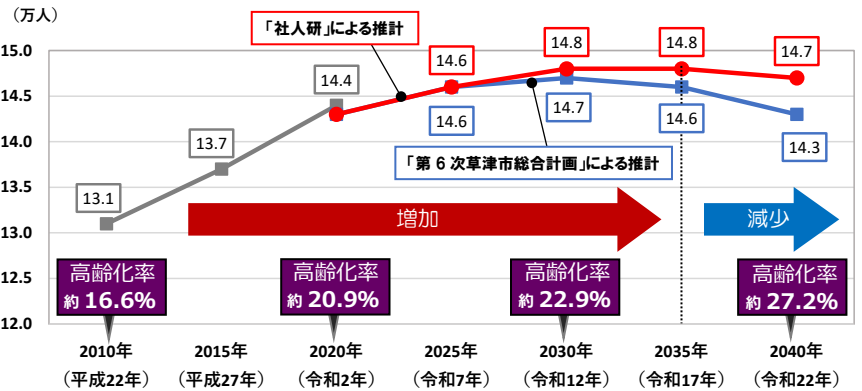
2024年3月
草津市

草津市立地適正化計画が必要な理由（計画策定の目的）

○本市の人口増加はしばらく続きますが、将来、人口減少局面を迎えます。

本市の人口は、2030年（令和12年）から2035年（令和17年）頃をピークに、2040年（令和22年）には緩やかな人口減少となることが予測されています。

同時に本市の高齢化率も高まっており、2040年（令和22年）には約3人に1人が高齢者となることが予測されています。

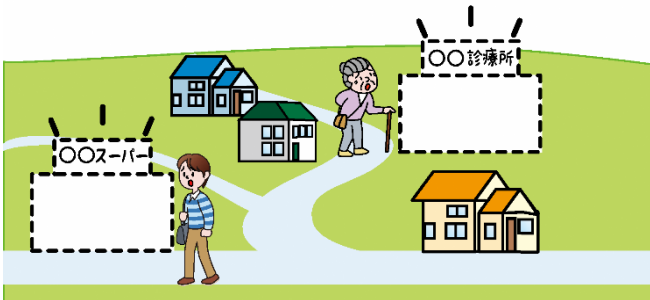


出典:「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計値
「第6次草津市総合計画」の人口推計値

○本市がこのまま人口減少局面を迎えると、生活にどのような影響があるのでしょうか。

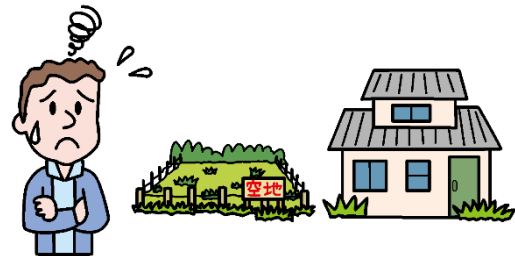
生活に必要な施設の撤退

人口減少に伴い、市街地の人口密度が低下すると想定されます。人口密度の低下により、身近な医療・商業施設等が撤退し、生活の利便性や地域の魅力が低下することが懸念されます。



空き家や空地の増加

人口減少に伴い、空き家や空地の増加が想定されます。空き家や空地の増加は市街地の空洞化を招き、景観の悪化やコミュニティの低下の原因にもなります。



公共交通の縮小・撤退

人口減少に伴い、バス利用者が減少すれば、公共交通のサービス水準が低下し、利用者の方の日常生活に支障が生じるおそれがあります。



公共施設の老朽化と財政の圧迫

今後、公共施設の老朽化が進むと、維持管理に膨大な費用が必要になります。現状のままでは、将来の財政を圧迫する状況が想定されます。



○将来の人口減少を迎える前に、どうすればいいのでしょうか。

住居と都市機能がまとまったまちづくりの推進

人口減少を迎えるなかでも一定の人口密度を維持し、住居と公共・医療・高齢者福祉・商業施設等（以下、都市機能増進施設）がまとまって立地しているまちづくりが求められます。

公共交通ネットワークの充実・強化

自動車を利用できない方であっても都市機能増進施設を利用できるように、公共交通ネットワークを充実・強化させていく必要があります。

公共施設の適切な配置と更新

老朽化が進む公共施設については、現在の利用状況等を把握しつつ、将来を見据えて適切な配置・更新について検討していく必要があります。

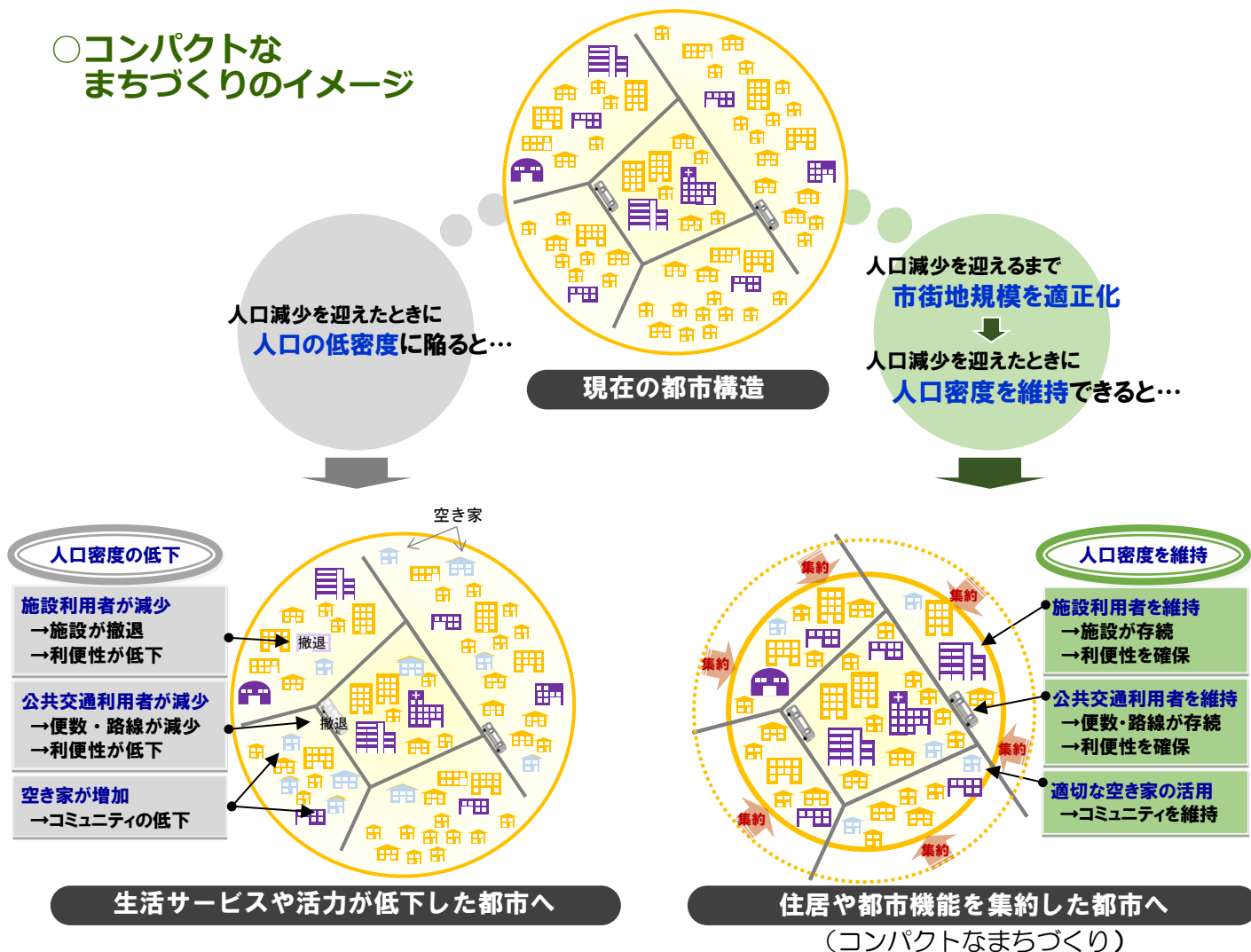
まちの活力や生活の利便性を維持し、
持続可能な都市の形成を目指します



○本市は将来を見据え、コンパクトなまちづくりを推進していきます。

将来の人口減少を迎えても、持続可能な市民生活・都市活動・都市経営等を確保していくことが重要です。そこで、本市は、住居や都市機能を集約させた集約型の都市構造へとゆるやかに移行させて、コンパクトなまちづくりを推進していくために、草津市立地適正化計画を策定します。

○コンパクトなまちづくりのイメージ



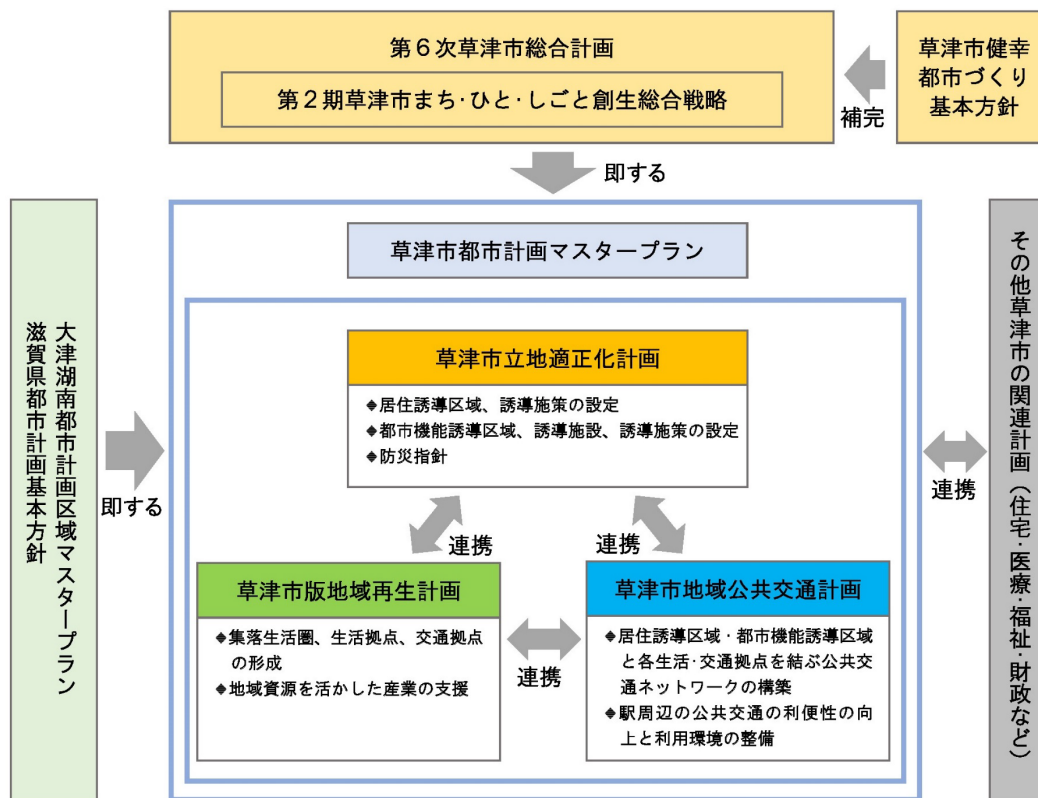
本市では、人口減少や高齢化が進行する将来においても持続可能なまちであり続けるために、草津市立地適正化計画のほか、「草津市版地域再生計画」、「草津市地域公共交通計画」を策定し、3計画を一体的に進めることで、本市の「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を目指します。

○草津市版地域再生計画 … 市街化調整区域を対象に、生活・交通拠点の形成を推進する計画です。

○草津市地域公共交通計画… 市全域を対象に、生活・交通拠点を公共交通ネットワークの構築を目指す計画です。

また、本市では、「草津市総合計画」を補完する「草津市健幸都市づくり基本方針」を策定しており、基本施策に挙げられている“コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり”について本計画の推進を通じて健幸都市の実現を目指します。

さらに、広域的な観点から、都市計画に関して近隣市との連携を図るため、滋賀県が策定した「滋賀県都市計画基本方針」や「大津湖南都市計画区域マスタープラン」に即します。



目標年次・計画期間

本計画の目標年次は、概ね20年後の都市の姿を展望するとともに、人口予測値（国立社会保障・人口問題研究所）において人口減少局面を迎えると予測されている2040年を採用し、計画期間は2018年度（平成30年度）から2039年度（令和21年度）までとします。

集約型の都市づくりを進めるためには、人口密度を維持し、暮らしに必要な都市機能を確保することが必要であり、中長期的な視点に立ち、22年間という期間を設けて、計画的な時間軸の中で緩やかに居住や都市機能の維持・誘導を進めます。

計画期間 2018年度(平成30年度) から 2039年度(令和21年度) まで

草津市総合計画等の上位計画に示されている方向性を踏まえて、立地適正化計画の基本理念と目指す将来像を以下のように定めます。

(上位・関連計画の方向性)

◆第6次草津市総合計画・第1期基本計画

「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」

- ・リーディング・プロジェクト「にぎわい・再生プロジェクト」、「暮らしの安全・安心向上プロジェクト」を進め、安全安心で利便性が高く快適に暮らし続けられる健幸を創造するまちづくりを進める。

◆第2期 草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- ・「第6次草津市総合計画・第1期基本計画」のリーディング・プロジェクトを戦略目標として位置付け、本市の課題解決に向けて戦略的に取組を進める。

◆滋賀県都市計画基本方針

- ・自然を活かしながら、住み、働き、憩うために必要となる様々なサービス機能が集積した多様な拠点を形成し、それらを公共交通サービスで結ぶ「拠点連携型都市構造」の実現を目指す。

◆大津湖南都市計画区域マスタープラン

- ・公共交通を軸とした誰もが暮らしやすい都市づくりを推進し、集落・拠点間を結ぶ道路ネットワークと公共交通施策とを連携させる、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方を取り入れた都市づくりを目指す。

草津市立地適正化計画の基本理念・目指す将来像

○計画の基本理念

誰もが 歩いて快適に暮らせる ずっと続くやさしく健幸なまち・草津

| | |
|---------|--|
| 誰もが | 子どもから高齢者までのすべての人のこと |
| 歩いて | 徒歩圏内に都市機能が集約され、公共交通を利用し市中心部や京都大阪へ移動できること／アクセシビリティを含めた移動がしやすいこと |
| 快適に | 医療・高齢者福祉・商業等の都市機能の充実し便利なこと |
| ずっと続く | 持続性の担保されること |
| やさしく健幸な | みんなにやさしい、地球にやさしい、都市経営にやさしい（コスト低減）こと |

○目指す将来像

コンパクトにまとまった市街地に、2つの駅を拠点として、周辺には複合施設等が立地し、にぎわいを見せている。拠点へは、市街地内を本数が多く便利な路線バスですぐに行くことができる。バス停の周辺に人々が多く居住しており、その周りには日用品を販売する商業店舗や診療所などが立地しており、地域全体で生活を支えることができる社会が構築され、誰もがいきいきと過ごしている。

誘導方針と誘導イメージ

○誘導方針

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持し、まちのにぎわいや生活の利便性を持続していくために、都市機能や居住等の誘導方針を下記のとおり設定します。

【都市機能】2拠点における既存機能の維持・強化、不足する機能の誘導

- ・JR草津駅周辺およびJR南草津駅周辺を拠点として都市機能誘導区域を設定します。
- ・それぞれの拠点に都市機能増進施設を適正に誘導します。

【居住】2拠点周辺へゆるやかに居住を誘導

- ・2拠点の生活の利便性を向上させることで2拠点周辺への居住をゆるやかに誘導し、人口減少局面に備えて人口密度の高密度化を図ります。

【交通】行政・交通事業者・地域の協働による効率的な移動手段の確保

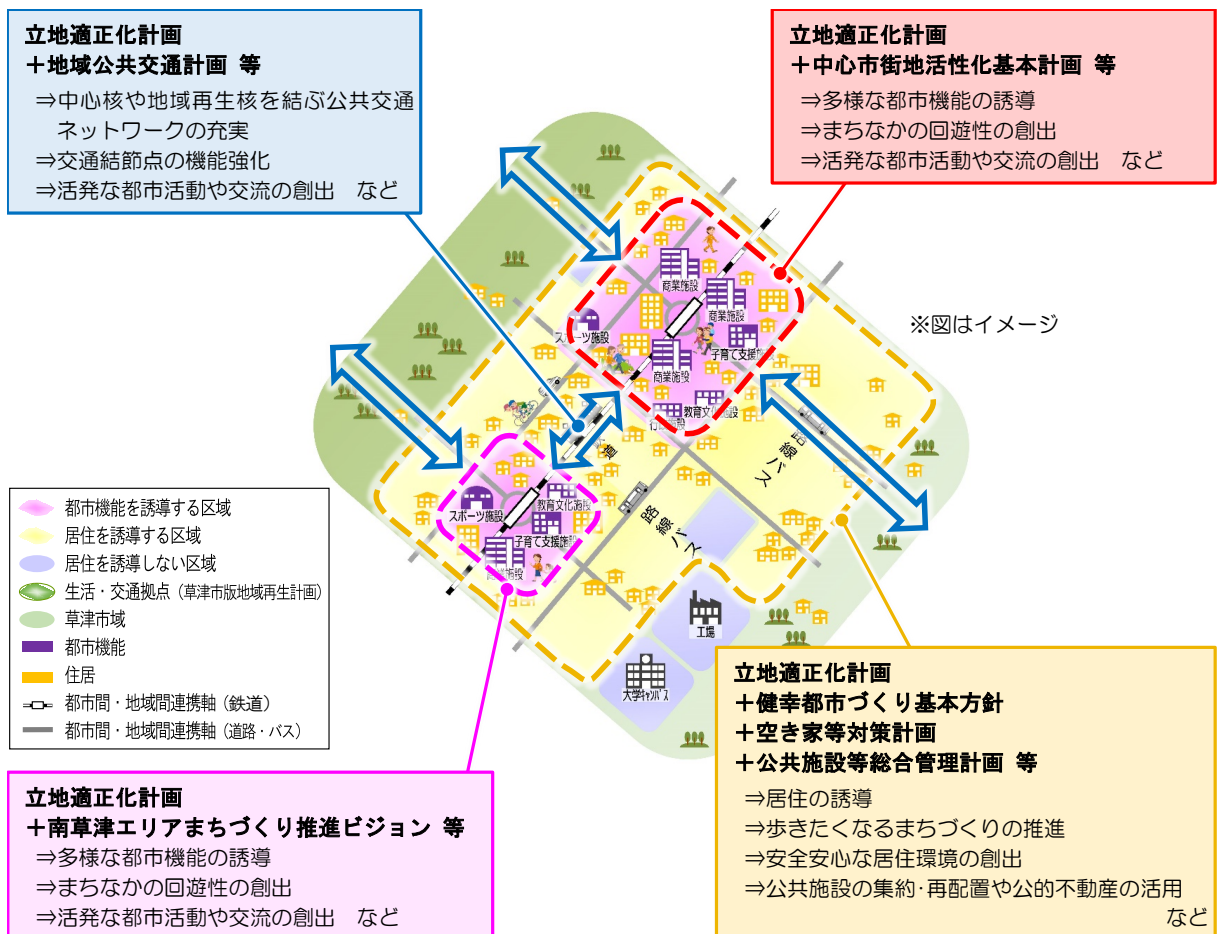
- ・居住地のどこからでも都市サービスを楽しむことができるよう、各関係者の協働によって公共交通ネットワークを充実させます。

【健幸】将来の高齢化・人口減少に対応した健幸都市の実現

- ・過度な自動車利用を減らして公共交通の利用を促進し、徒歩を基調とした移動へと転換を図り、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。

【地域再生】草津市版地域再生計画と連携したまちづくり

- ・すでに人口減少や高齢化が進行している郊外地域において、将来にわたり住民のコミュニティ、生活利便性および活力が確保され、住民が主体的に地域に応じたまちづくりに取り組むことができるよう、生活・交通拠点の形成等を推進します。



○居住誘導区域

草津市域に対し、以下の要件に基づいて居住誘導区域を設定します。

草津市域全体^{*}を立地適正化計画区域と設定します。

※琵琶湖を除く

居住誘導区域は、「市街化区域内」に設定します。

【居住誘導区域の基本要件】

- ア 将来的に人口密度を維持できる区域
将来的に居住誘導区域の設定の目安である人口密度 40 人/ha を割り込むことがないと推定される区域を基本とします。
- イ 公共交通網でカバーできる区域
基幹交通軸、支線網により、駅まで 1km、バス停まで概ね 300m 圏内の区域を対象とします。
- ウ 居住誘導にふさわしくない区域
①都市計画法の用途地域の中の工業地域・工業専用地域、②大学キャンパス、③エリアの大部分が商業施設である区域、④びわこ文化公園都市区域内の公共施設エリアは、居住誘導区域の対象外とします。
- エ 法令等で居住誘導区域に含まないこととされている区域（災害リスクの高い区域）
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域および同法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域は、居住誘導区域の対象外とします。

居住誘導区域として設定

○都市機能誘導区域

以下の区域を都市機能誘導区域に設定します。

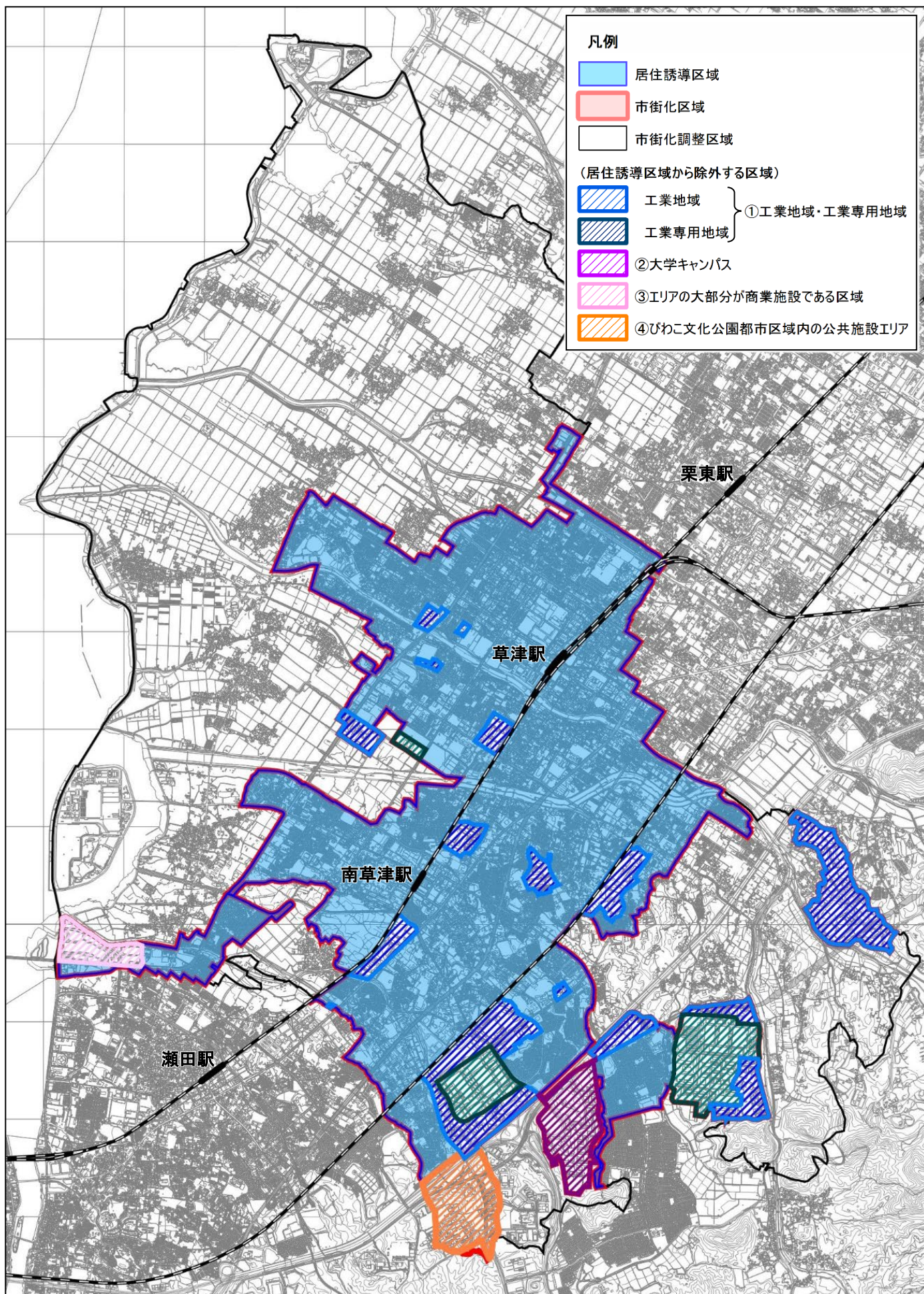
居住誘導区域内に設定します。

【都市機能誘導区域の基本要件】

- ア 鉄道駅を中心とした区域の設定
JR 草津駅および JR 南草津駅から概ね 1km 圏内の居住誘導区域を対象とします。
- イ 関連計画と整合した区域の設定
JR 草津駅を中心とした都市機能誘導区域は、原則、草津市中心市街地活性化基本計画の中心市街地活性化区域を考慮した区域とします。
- ウ 用途地域の指定状況および市街地形成の状況を勘案した区域の設定
鉄道駅を中心とした基本要件アの範囲であっても、用途地域が住居専用地域の範囲、または住居地域のうち既に住宅が集中している範囲は対象外とします。
ただし、草津市都市計画マスタープランに位置付けられた高度利用区域は対象とします。
- エ グリーンインフラを考慮した区域の設定
鉄道駅を中心とした基本要件アの範囲の縁辺部において、徒歩や自転車等により容易に移動でき、かつ、市街地の集客性・回遊性・心地よさ・防災性などの向上に寄与するグリーンインフラを考慮した区域とします。

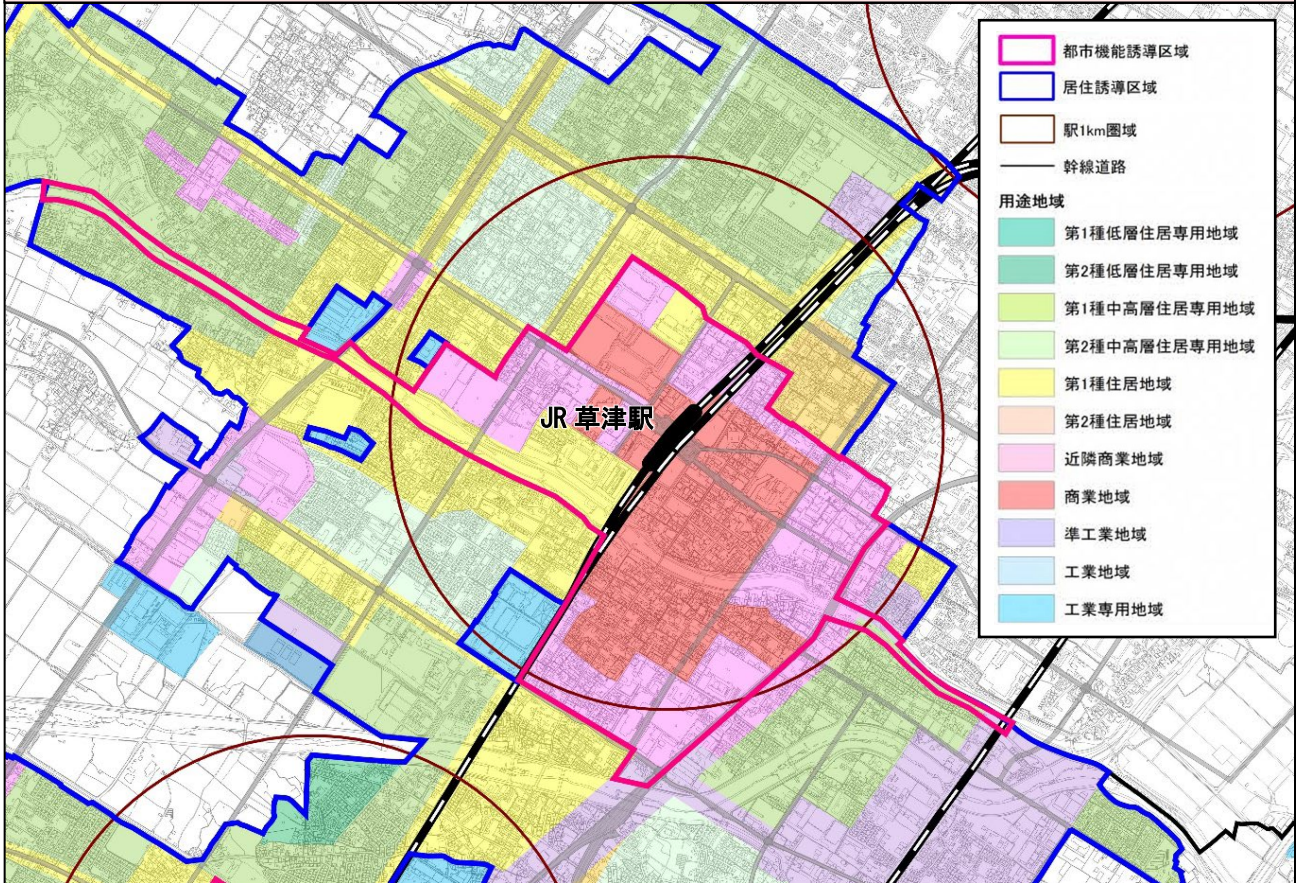
都市機能誘導区域として設定

居住誘導区域

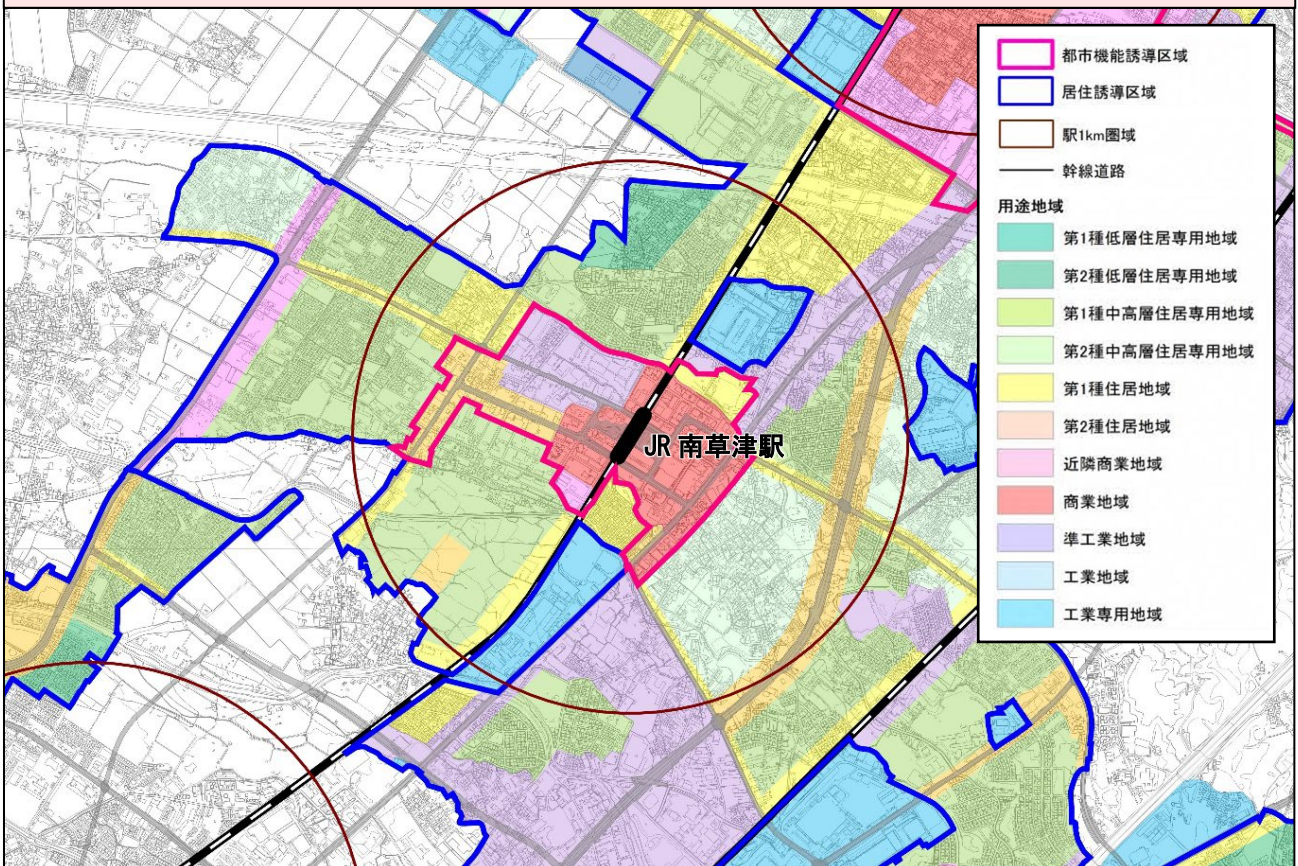


都市機能誘導区域

○都市機能誘導区域 JR草津駅周辺地区 = 約173ha



○都市機能誘導区域 JR南草津駅周辺地区 = 約55ha



○都市機能誘導区域の方向性

2つの都市機能誘導区域の方向性を、次のとおり設定します。

[JR 草津駅周辺地区]

“にぎわい”ある市街地の整備と緑・オープンスペースや低未利用地等の活用のほか、公共公益機能、都市福利機能、商業機能等のより一層の集積を図ることにより、住商が共生する利便性の高いコンパクトな市街地の形成を図ります。

[JR 南草津駅周辺地区]

JR 南草津駅を中心とする市街地を地域の中心核として、商業・業務や公共サービスを充実させるとともに、都心居住機能の集積や緑・オープンスペースの活用を図ることにより、魅力と利便性を兼ね備えたコンパクトな市街地の形成を図ります。

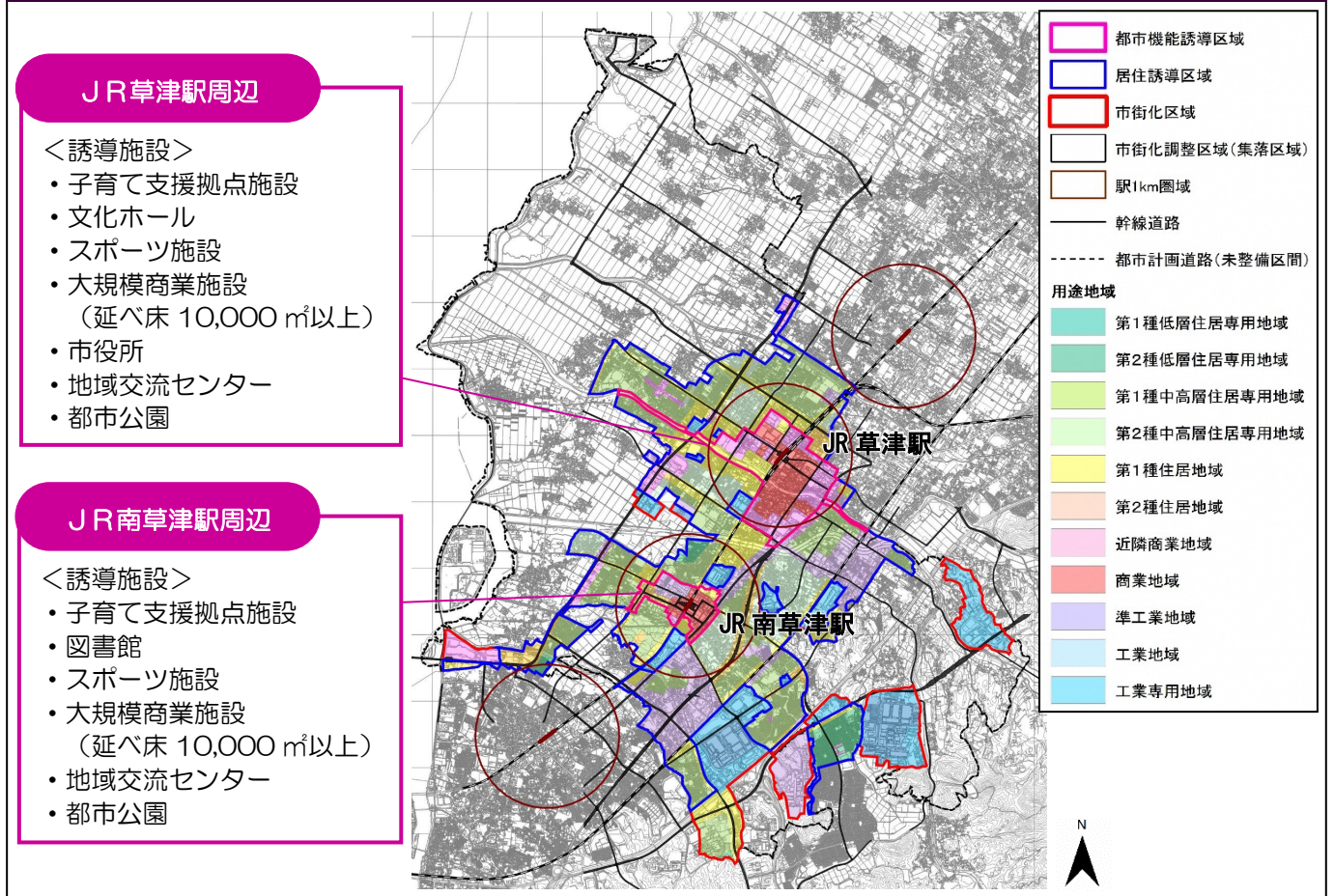
○誘導施設

誘導施設については、新たな施設を誘導する視点だけではなく、施設の維持・確保や複合化、機能強化等の視点も含めて、目指す都市像を実現するために必要な施設を設定します。

本市においては、拠点ごとの都市づくりの方向性と施設の立地状況を踏まえ、次のとおり、誘導施設を設定します。

| 誘導施設 | | JR 草津駅 周辺地区 | JR 南草津駅 周辺地区 | 定義 |
|--------------|-----------|----------------|-----------------|---|
| 子育て | 子育て支援拠点施設 | ○ | ○ | ・子育て支援の総合的サポートとして、地域子育て支援拠点事業を行う施設 |
| 教育文化 スポーツ | 図書館 | - | ○ | ・図書館法第2条第1項に規定する図書館 |
| | 文化ホール | ○ | - | ・市民の文化の向上と芸術の振興を図り、文化芸術を通じたまちづくりを進めるための施設 |
| | スポーツ施設 | ○ | ○ | ・市民の心身の健全な発達、体育、スポーツの振興を図るための施設 |
| 商業 | 大規模商業施設 | ○ | ○ | ・延べ床 10,000 m ² 以上の商業施設 |
| 行政 | 市役所 | ○ | - | ・地方自治法第4条第1項に規定する地方公共団体の事務所 |
| 地域交流 | 地域交流センター | ○ | ○ | ・公共施設の機能を集積し、コミュニティ・暮らしの再構築を先導する役割を果たす「中心市街地活性化」のコア施設 ・市民、市内の事業所に働く勤労者の交流施設 ・産学公民のまちづくり都市機能研究施設 |
| | 都市公園 | ○ | ○ | ・都市公園法第2条に規定する公園または緑地 |

誘導施設



誘導施策

本編 p.51,58-59

居住誘導区域および都市機能誘導区域の魅力を高めるため、以下の施策を実施します。

○居住誘導のための施策

- 土地区画整理事業
 - ・南草津プレミアムタウン土地区画整理事業
- 公園整備事業
 - ・草津川跡地整備事業
 - ・野村公園整備事業
 - ・野路公園整備事業
- 空き家対策事業
 - ・発生予防に係る啓発、適正管理に係る所有者への助言・指導、利活用の促進、危険空き家の除却の促進
- マンション管理適正化推進事業
 - ・管理状況の実態把握、管理組合や区分所有者への助言・指導、管理計画認定制度の活用・啓発
- 道路環境整備事業
 - ・駅周辺バリアフリー化の推進
- 公営住宅建替事業
 - ・草津市公営住宅建替基本計画に基づく居住誘導区域内での建替えの推進
- 居住誘導区域外における届出制度の運用

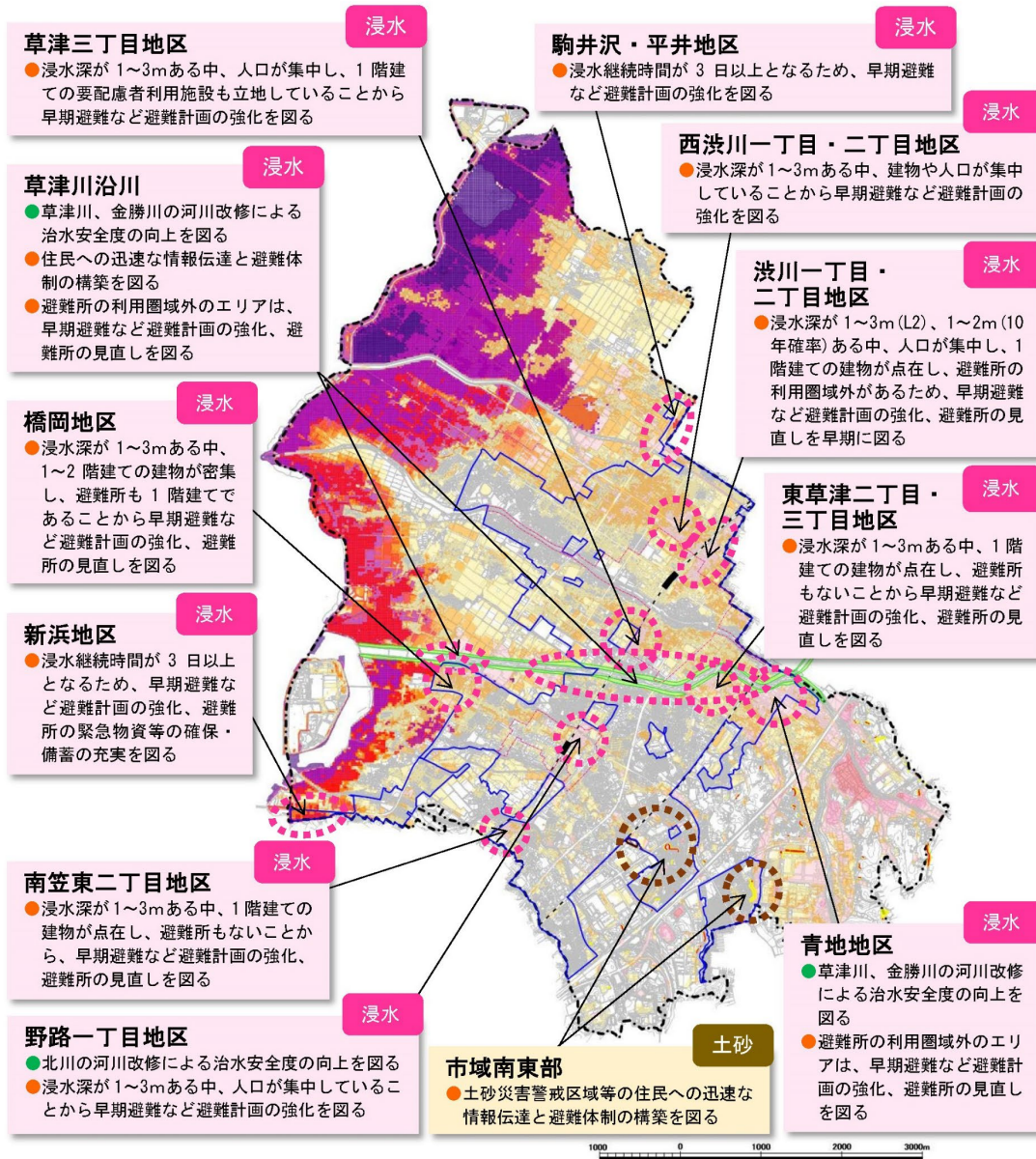
○都市機能誘導のための施策

- 中心市街地の活性化の推進
 - ・市街地再開発事業(北中西・栄町地区)
 - ・草津川跡地テナントミックス事業
 - ・草津川跡地賑わい空間整備事業
 - ・魅力店舗誘致事業
 - ・健幸都市づくり推進事業
 - ・野村公園整備事業
 - ・(仮称)草津市立プール整備事業
- 既存公共施設の再編
 - ・(仮称)市民総合交流センター整備事業
- 国の各種支援制度の活用
- 市独自の事業
- 都市機能誘導区域外における届出制度の運用

国は2020年度(令和2年度)に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画に防災まちづくりを推進するための「防災指針」の追加を位置付けました。本市においても、居住誘導区域等の災害リスク分析を行い、誘導区域の見直しの必要性や誘導区域に残存するリスクに対する防災・減災対策を検討し、計画的に実施するため、防災指針を定めます。

○防災まちづくりの取組方針の全体図

ハード・ソフトの両面から災害リスクの低減に向けた対策の方向性を以下のとおり定める。



全市的な取組

- 河川改修により治水安全度の向上を図る
- 河川の負担軽減のため、調整池やため池など雨水貯留機能の向上を図る
- 公共施設やライフラインの耐震化など基盤整備を推進する
- 一時避難や延焼防止等のための公園・緑地・オープンスペースの確保を推進する
- 緊急物資輸送の確保、安全な避難経路を確保するため、緊急輸送道路等ネットワーク等の整備、無電柱化を推進する
- 浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設への避難確保計画の作成を働きかける
- 浸水継続時間が3日以上となるエリアは、早期避難など避難計画の強化、避難所の緊急物資等の確保・備蓄の充実を図る
- 避難所の利用圏域外のエリアは、早期避難など避難計画の強化、避難所の見直しを図る
- ハザードマップや多様な手法により市民に災害関連情報の周知、意識啓発を図る
- 災害時の避難拠点となる公共施設の点検や調査を推進する

低減 : ● ハード整備 ● ソフト対策

○防災まちづくりの施策の展開

取組方針を踏まえ、ハード・ソフトの両面から災害リスクの低減に必要な具体的な取り組みを設定します。施策は、短期（概ね5年程度）、中期（概ね10年程度）、長期（概ね20年程度）の取組を定めるとともに、国や県、事業者、市民など、本市以外の主体の施策や取組等についても記載します。

| 取組方針 | 施策一覧 (実施期間内に実施予定のもの) | | 災害リスク | 関連計画 | 実施主体 | 実施時期の目標 | | |
|-------------|-------------------------------|-------------------------|-------|---------|-----------|------------|-------------|-------------|
| | | | | | | 短期 (5年) | 中期 (10年) | 長期 (20年) |
| 低減 (ハード) | 河川改修 | 草津川の河積の拡大（河道掘削）・河床の切り下げ | 水害 | ① | 県 | → | | |
| | | 北川の河積の拡大・河床の切り下げ | 水害 | ① | 県 | → | | |
| | 雨水幹線の整備 | | 水害 | ③④ | 市/県 | → | | |
| | 雨水排水能力の向上 (河川・排水路の整備、維持管理) | | 水害 | ④⑤ | 市 | → | | |
| | 河川洪水に備えた調整池の確保 | | 水害 | ⑤ | 市 | → | | |
| | 公共下水道（雨水）の整備 | | 水害 | ②③ ④ | 市 | → | | |
| | 上下水道施設の防災対策 | | 全て | ③④ | 市 | → | | |
| | 雨水貯留機能の向上 | | 水害 | ②④ | 市 | → | | |
| | 農業用ため池の防災対策 | | 水害 | ③④ | 市 | → | | |
| | 公園・緑地・オープンスペースの確保 (草津川跡地等) | | 地震 | ③④ | 市 | → | | |
| | 市条例に基づく浸水対策の促進 | | 水害 | ④⑤ | 市 | → | | |
| | 無電柱化の推進（東海道草津宿本陣通り） | | 地震 | ③ | 市 | → | | |
| | 緊急輸送道路等ネットワーク等の整備 | | 全て | ③ | 市/県 | → | | |
| | 密集市街地改善に向けた市街地再開発事業の推進 | | 地震 | ④⑤ | 市/県/国 | → | | |
| | 公共施設の耐震化 | | 地震 | ③④ | 市 | → | | |
| | ライフラインの防災対策 | | 全て | ④ | 市 | → | | |
| | 防災機能を備えた公園や道の駅の検討 | | 全て | ⑤ | 市 | → | | |
| | 避難所の環境整備（バリアフリー化等） | | 全て | ④⑤ | 市 | → | | |
| 低減 (ソフト) | 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成 | | 全て | ④ | 市/ 事業者 | → | | |
| | 災害時に必要な物資や資機材の備蓄 | | 全て | ③④ | 市 | → | | |
| | ハザードマップ情報の更新 | | 全て | ② | 市 | → | | |
| | 公共施設の点検・調査 | | 全て | ③ | 市 | → | | |
| | 市民への災害関連情報の周知、避難体制の構築 | | 全て | ③④ | 市 | → | | |
| | 自主防災組織への普及啓発、活動支援 | | 全て | ③④ | 市 | → | | |

出典：①淀川水系 甲賀・湖南圏域河川整備計画（変更原案）（滋賀県、2023年（令和5年）12月）

②淀川水系流域治水プロジェクト 琵琶湖（滋賀県域）分会 甲賀・湖南圏域
（近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、2022年（令和4年））

③草津市国土強靱化地域計画（草津市、2020年（令和2年）（確定版））

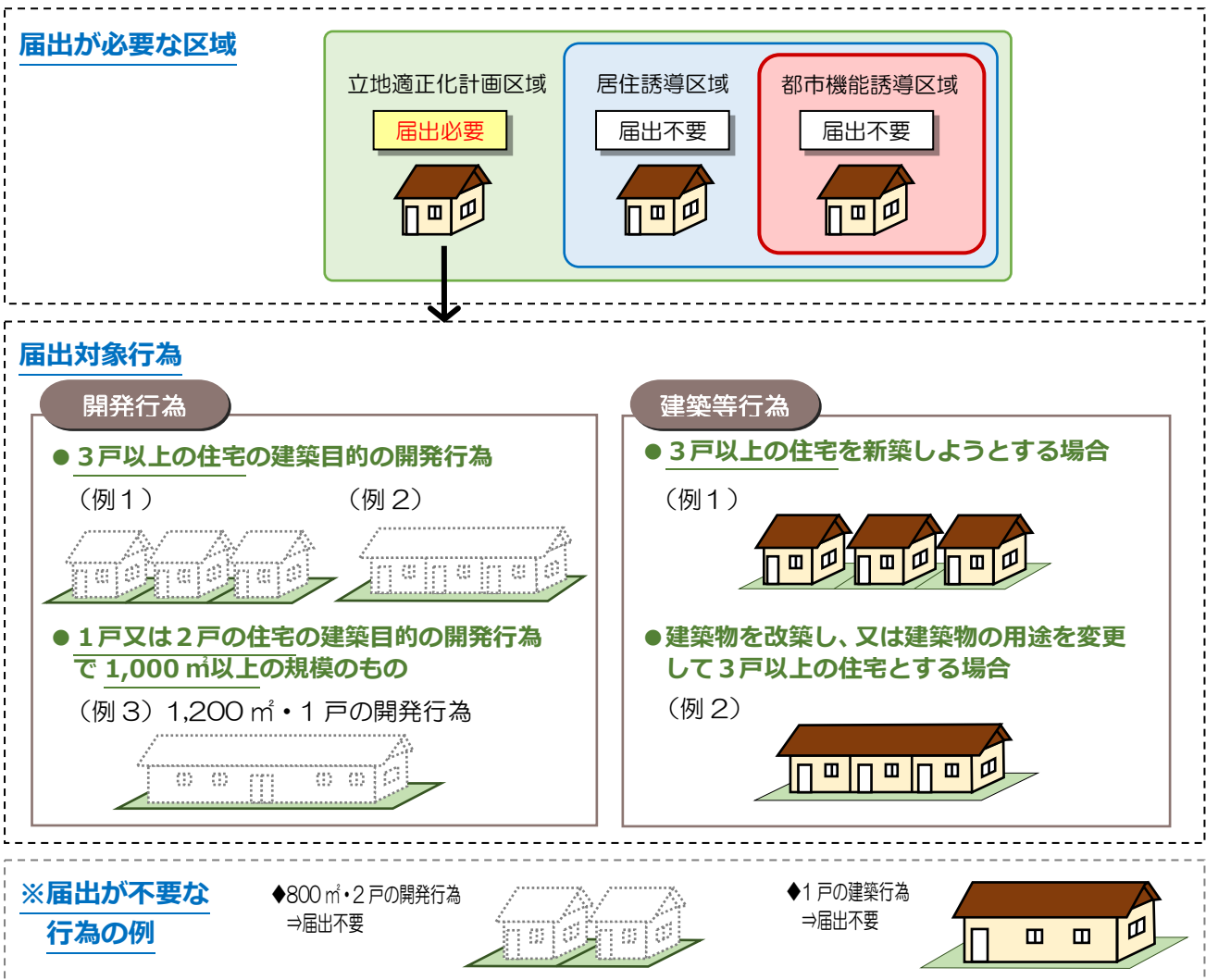
④草津市地域防災計画（震災対策編・風水害等対策編（草津市、2023年（令和5年）3月修正））

⑤草津市都市計画マスタープラン（2022年（令和4年）1月策定）

居住誘導区域外において一定規模以上の住宅の建築目的の開発や建築等を行う場合、または、都市機能誘導区域外において誘導施設の建築目的の開発行為や新築・改築等を行う場合や都市機能誘導区域内において誘導施設を休止、廃止しようとする場合には、原則として開発行為等に着手する30日前までに、市長への届出が義務付けられます。

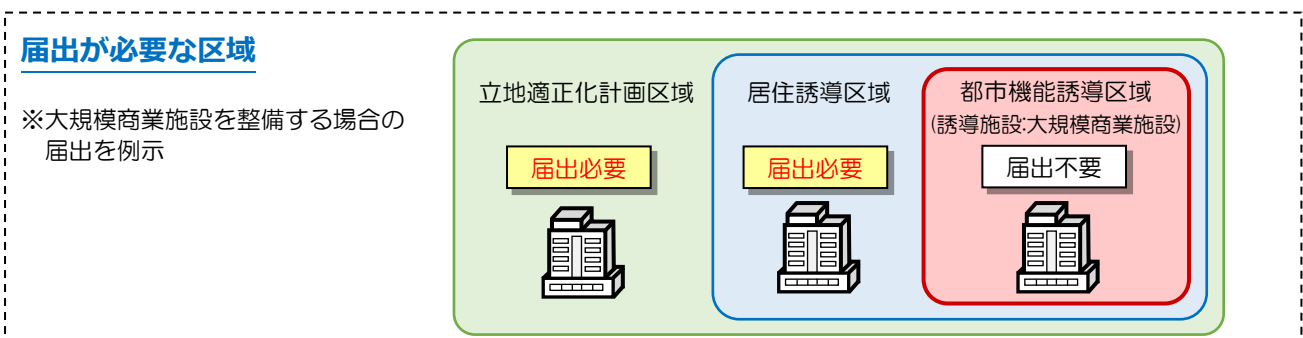
○居住誘導区域外における届出

居住誘導区域外において、下図の「届出対象行為」を行う場合に届出が必要です。



○都市機能誘導区域外における届出

都市機能誘導区域外において、9ページに示す誘導施設を有する建築物の開発行為、誘導施設を有する建築物の新築・改築または用途変更を行う場合に届出が必要です。

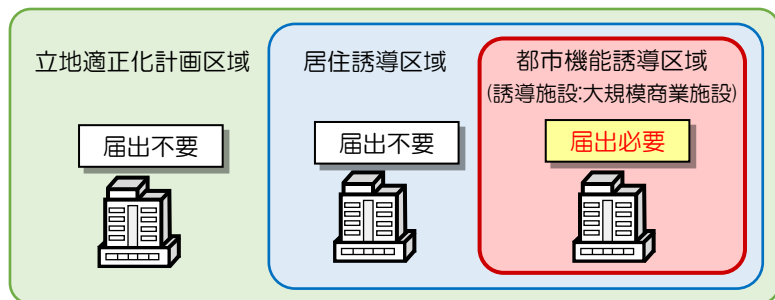


○都市機能誘導区域内における届出

都市機能誘導区域内において、9ページに示す誘導施設を休止または廃止しようとする場合に届出が必要です。

届出が必要な区域

※大規模商業施設を廃止する場合の届出を例示



目標値の設定

本編 p.91-92

まちづくりの理念や目指す将来像の実現に向けて、各種施策の進捗状況およびその効果を検証し、より効果的に計画を実現していくため、下記に示す指標に対し、目標値を設定します。

(1) 居住に関する目標値

コンパクトなまちづくりを推進していくためには、人口密度を維持していくことが重要です。本市は今後も人口が増加することが見込まれているため、人口減少に転じる2040年（令和22年）までに居住誘導区域の人口密度を高めていくことを目標とします。そこで、居住に関する指標として「居住誘導区域の人口密度」を設定し、人口減少に転じる2040年（令和22年）までに下表の目標値を目指します。



※人口推計をもとにして算出した人口密度

(2) 公共交通に関する目標値

「草津市地域公共交通計画」では、本市の公共交通ネットワークの充実・強化を図り、本計画と一体的な推進によってコンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指します。そこで、公共交通に関する指標として「公共交通の利便性に満足している市民の割合」を設定し、2040年（令和22年）までに下表の目標値を目指します。



※「草津市のまちづくりについての市民意識調査」

(3) 防災まちづくりに関する目標値

防災指針の取組方針や施策等を踏まえ、ハード・ソフトの両面から総合的な対策を進めていくことで、災害に強いまちを目指します。そこで、防災まちづくりに関する指標として「自助・共助による防災対策の充実に満足している市民の割合」、「災害に強いまちづくりに満足している市民の割合」、「治水対策の推進に満足している市民の割合」を設定し、2040年（令和22年）までに下表の目標値を目指します。

| | 現況値 | 中間目標値 | 最終目標値 |
|-------------------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 自助・共助による 防災対策の充実に 満足している市民の割合 | 19.6 % 〔2022年 令和4年〕 | 29.0 % 〔2028年 令和10年〕 | 41.0 % 〔2040年 令和22年〕 |
| 災害に強いまちづくりに 満足している市民の割合 | 21.5 % 〔2022年 令和4年〕 | 31.0 % 〔2028年 令和10年〕 | 43.0 % 〔2040年 令和22年〕 |
| 治水対策の推進に 満足している市民の割合 | 24.9 % 〔2022年 令和4年〕 | 35.0 % 〔2028年 令和10年〕 | 48.2 % 〔2040年 令和22年〕 |

※「草津市のまちづくりについての市民意識調査」

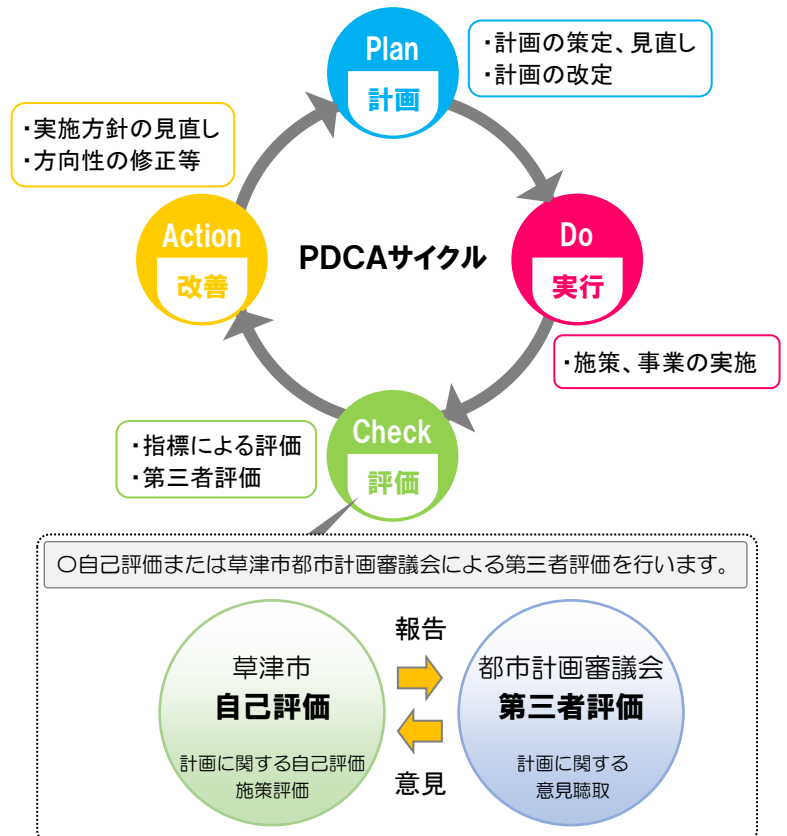
計画の評価

本編 p.93

まちづくりと都市計画の連動による集約型の都市づくりを実現するためには、コミュニティの主役である地域住民はもとより商業や医療などの様々な主体の参画を得る必要があります。本計画においては、市民と都市づくりに対する方向性を共有するための積極的な情報提供に取り組めます。

また、立地適正化計画は、概ね5年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を精査、検証することが望ましいとされています。本計画で目指すまちづくりに向けて、長期間にわたって計画的に施策を展開していく必要があることから、PDCAサイクルを基本とした適切な進捗管理を行います。

評価については、本市による自己評価と都市計画に関し専門性を有する草津市都市計画審議会における第三者評価を行い、評価結果を踏まえ、必要に応じて、本計画の見直しを行います。



草津市の未来のために

草津市立地適正化計画
(2018年10月策定、2024年3月改定)

【連絡先】住所：〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
TEL：077-561-2375 FAX：077-561-2486
E-mail：tokei@city.kusatsu.lg.jp

